



株式会社 FIS

フレックス少額短期保険

ご契約者の皆さまへ

ご契約のしおり

各種お手続きに関するご案内・
普通保険約款・特約条項

テナントのほけん

飲食店以外用

飲食店専用

このたびは、『テナントのほけん(飲食店以外用)』
『テナントのほけん(飲食店専用)』をご契約いただき、
ありがとうございます。

- この「ご契約のしおり」は、保険契約の内容となる
普通保険約款と特約条項が記載されております。
また、保険契約について特に重要な情報をご説明
しております。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、本冊子
の説明を被保険者の方にもお伝えください。
- 本冊子は、必要が生じたときにいつでも確かめられ
るよう、保険期間の終了まで大切に保管ください。

お客さま専用ダイヤル

保険商品に関するご質問やお申込手続きについてのお問い合わせ

**0120-77-2094**

[受付時間] 平日10:00-17:00 ※土日・祝日・年末年始は除く

事故受付専用ダイヤル

事故が起きた際のお問い合わせ

**0120-27-2094**

[受付時間] 24時間 365日

※お客さま対応品質の向上のため、通話内容を録音させていただいております。

重要・保存

【約款】2018.04

目次

各種お手続きに関するご案内

■保険金のご請求、ご移転・ご解約等のお手続き	1
------------------------	---

普通保険約款・特約条項

第1章 用語の定義等

第1条(用語の定義)	3
第2条(保険責任の始期および終期)	5
第3条(保険金の合計支払限度)	5

第2章 設備・什器等補償条項

第4条(保険の対象の範囲)	5
第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)	5
第6条(設備・什器等保険金の支払額)	6
第7条(臨時費用保険金)	6
第8条(残存物取片づけ費用保険金)	6
第9条(失火見舞費用保険金)	6
第10条(保険金を支払わない場合)	7
第11条(保険金の支払限度額)	7

第3章 修理費用補償条項

第12条(修理費用保険金を支払う場合)	8
第13条(修理費用保険金を支払わない場合)	8

第4章 賠償責任補償条項

第14条(施設賠償責任保険金を支払う場合)	9
第15条(施設賠償責任保険金を支払わない場合)	9
第16条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)	10
第17条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)	10
第18条(賠償責任保険金の支払範囲)	11
第19条(賠償責任保険金の支払額)	11

第5章 共通条項

第20条(保険料の払込)	12
第21条(保険料の払込期日および払込猶予期間)	12
第22条(告知義務)	12

第23条(告知義務違反による解除を行う場合).....12

第24条(告知義務違反による解除を行わない場合).....12

第25条(通知義務).....13

第26条(保険契約の無効).....13

第27条(保険契約の失效).....13

第28条(保険契約の取消し).....13

第29条(保険契約の解約).....13

第30条(重大事由による保険契約の解除).....13

第31条(設備・什器等保険金額の調整).....14

第32条(保険料の返還一解約の場合).....14

第33条(保険料の返還一解除の場合).....15

第34条(保険料の返還一無効または失效の場合).....15

第35条(保険料の返還一取消しの場合).....15

第36条(事故の発生).....15

第37条(損害防止義務および損害防止費用).....16

第38条(保険金の請求権者).....16

第39条(保険金の請求).....16

第40条(保険金の支払時期).....16

第41条(先取特権).....17

第42条(時効).....17

第43条(保険金支払後の保険契約).....18

第44条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額).....18

第45条(保険金の削減払い).....18

第46条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額).....18

第47条(代位).....18

第48条(残存物および盗難品の帰属).....19

第49条(引受通知書の発行).....19

第50条(保険証券の電子交付).....19

第51条(保険契約の更新).....19

第52条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額).....19

第53条(保険契約の更新を受けない場合).....19

第54条(訴訟の提起).....19

第55条(準拠法).....20

別表 他の保険契約等がある場合の支払限度額.....20

第6章 借用施設の移転に関する特約

第1条(特約の適用).....20

第2条(借用施設の変更).....20

第3条(賃貸借契約等の重複期間における借用施設).....20

第4条(準用規定).....20

各種お手続きに関するご案内

保険金のご請求

保険事故が発生した際のお手続きについて

ご注意

- ◎事故や災害等により設備・什器等に損害が発生した場合
 - ・保険金額を査定するために損害調査が行われます。
 - ・調査前に被害を受けた設備・什器等を処分しないでください。
- ◎他人に損害を与えて賠償責任が発生した場合
 - ・その損害にかかる証拠を保全してください。
 - ・事故の相手方に関する情報を取得してください。
- ◎当社の承諾なく、第三者との間で示談、その他の合意は行わないでください。

!

保険事故発生の際には、速やかに事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。

事故受付専用ダイヤル



0120-27-2094

[受付時間]24時間 365日

ご移転のお手続き

ご移転される際のお手続きについて

!

ご移転後30日以内に、新しいご住所やご連絡先をお客さま専用ダイヤルまでお知らせください。

移転後もご継続いただけます

ご移転先が日本国内の賃貸(借用)施設であれば、この保険契約は有効です。

ご解約のお手続き

ご解約をする際のお手続きについて

!

お客様専用ダイヤルまでご連絡ください。
解約書類をお送りします。

ご注意

- ◎約款に記載された計算方法により、解約後の未経過期間に応じた返戻金が支払われます。(未経過期間が1カ月未満の場合には、返戻金が支払われません)
- ◎更新契約を希望されない場合には、更新日の2週間前までにお申出ください。

その他変更のお手続き

その他、必ずご連絡いただきたい事項

!

1. 借用施設の用途または借用施設で行う事業の種類を変更した場合
2. 被保険者が借用施設を使用しなくなった場合
3. 保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
4. 保険契約者が保険料の払込に使用するように指定しているクレジットカードが使用できなくなった場合
5. 前1から4までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

ご注意

◎保険料の決済が不能となることで、補償の有効性に影響が生じることがあります。

お客様専用ダイヤル



0120-77-2094

[受付時間]平日10:00-17:00 ※土日・祝日・年末年始は除く

普通保険約款・特約条項

第1章 用語の定義等

第1条(用語の定義)

この約款およびこの約款に付帯される特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	借用施設を使用する保険証券記載の被保険者をいいます。
借用施設	賃貸借契約書において、借主が「業務の目的」で借用した物件で、保険の対象を収容する保険証券記載の借用施設をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
設備・什器等保険金額	保険証券に記載の設備・什器等補償の保険金額をいいます。
修理費用保険金額	保険証券に記載の修理費用補償の保険金額をいいます。
借家人賠償責任保険金額	保険証券に記載の借家人賠償責任補償の保険金額をいいます。
施設賠償責任保険金額	保険証券に記載の施設賠償責任補償の保険金額をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、設備・什器等保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
保険の対象の損害	事故や自然災害により被保険者が受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
財物の損壊	有体物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
身体の障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。
貸主	賃貸借契約等の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等による雪災をいいます。なお、融雪洪水は雪災に該当しません。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災に該当しません。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
騒じようおよびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
貴金属・宝石・美術品等	貴金属(腕時計等を含みます)、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項 ^(注) のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条(保険責任の始期および終期)

1.当会社の保険契約上の責任は、保険証券記載の保険期間開始日の0時^(注)に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。

(注)保険証券に0時以外の時刻が記載されている場合はその時刻とします。

2.前項の時刻は、日本国の標準時によるものとする。

第3条(保険金の合計支払限度)

当社が同一の事故に対して支払う保険金の限度額は、第2章から第4章までの規定にかかわらず、この保険契約のすべての保険金を合算して1,000万円とします。

第2章 設備・什器等補償条項

第4条(保険の対象の範囲)

1.本条項における保険の対象は、借用施設に収容され、かつ、被保険者の所持する業務用の設備・什器等とします。

2.次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。

- (1)船舶^(注1)、航空機および自動車^(注2)ならびにこれらの付属品
 - (2)通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - (3)生活用の動産
 - (4)貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
 - (5)稿本、設計書、図案、雑形、鋳型、木型、紙形、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (6)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、電子データその他これらに類する物
 - (7)動物および植物等の生物
 - (8)看板、自動販売機等の屋外に設置された設備・什器等
 - (9)商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物
- (注1)ヨット、モーター・ボートおよびポートを含みます。
- (注2)自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)を除きます。

3.前項第(2)号の規定にかかわらず、通貨および預貯金証書については、業務用のものに限り、次条第1項第(10)号に記載の盗難による損害についてのみ、これらを保険の対象として取り扱います。

第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)

1.当会社は、次のいずれかに該当する事故による保険の対象の損害に対して、この約款に従い、設備・什器等保険金を支払います。

- (1)火災
- (2)落雷
- (3)破裂または爆発
- (4)風災、ひょう災または雪災。ただし、借用施設またはその窓、扉その他開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害で、1回の事故による損害額が20万円以上となった場合に限ります。
- (5)借用施設の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災を除きます。
- (6)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災による場合を除きます。
- (7)騒じようおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (8)水災。ただし、借用施設が床上浸水を被ったことによる損害に限ります。
- (9)盗難による盗取、き損または汚損。ただし、通貨または預貯金証書の盗難を除きます。
- (10)通貨または預貯金証書の盗難
- (11)第(1)号から第(10)号以外の偶然な事故

2.前項第(9)号および第(10)号の盗難に対する設備・什器等保険金の支払いは、保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とし、前項第(10)号の預貯金証書の盗難については、さらに次に掲げる事実のすべてがあつたことを条件とします。

①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

②盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。^(注)

(注)現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も含みます。

第6条(設備・什器等保険金の支払額)

1.当会社は、保険の対象の再調達価額^(注1)によって定めた損害の額^(注2)を前条の設備・什器等保険金として支払います。ただし、1回の事故につき設備・什器等保険金額を限度とします。

(注1)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

(注2)盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は損害の額に含まれるものとします。

2.前項の規定にかかわらず、前条第1項第(8)号の水災の場合の設備・什器等保険金の支払額は、1回の事故につき設備・什器等保険金額の30%に相当する額を限度とします。

3.前第1項の規定にかかわらず、前条第1項第(9)号の盗難の場合の設備・什器等保険金の支払額は、1回の事故につき設備・什器等保険金額の10%に相当する額を限度とします。

4.前第1項の規定にかかわらず、前条第1項第(10)号の通貨または預貯金証書の盗難の場合の設備・什器等保険金の支払額は、1回の事故につき次の各号の額を限度とします。

- (1)通貨の盗難 20万円
- (2)預貯金証書の盗難 100万円

5.前第1項の規定にかかわらず、前条第1項第(11)号の偶然な事故の場合の設備・什器等保険金の支払額は、損害の額から3万円(免責金額)を控除した額とし、1回の事故につき30万円を限度とします。

第7条(臨時費用保険金)

当会社は、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)第1項第(1)号から第(8)号までの事故により設備・什器等保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、設備・什器等保険金の10%に相当する額を臨時費用保険金として支払います。

第8条(残存物取片づけ費用保険金)

当会社は、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)第1項第(1)号から第(8)号までの事故により設備・什器等保険金が支払われる場合において、被保険者が損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^(注)を支出したときに、被保険者が実際に支出した取片づけ費用の額を残存物取片づけ費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、設備・什器等保険金額の10%に相当する額を限度とします。

(注)取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

第9条(失火見舞費用保険金)

1.当会社は、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)第1項第(1)号または第(3)号の事故により設備・什器等保険金が支払われる場合において、次の第(1)号の事故によって第(2)号の損害が生じたときに、失火見舞費用保険金を支払います。

(1)借用施設から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分^(注1)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

(2)第三者の所有物^(注2)の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注1)区分所有建物の共用部分を含みます。

(注2)動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。

2.当会社が、前項の失火見舞費用保険金として支払うべき額は、損害が生じた被災世帯^(注)の数に10万円を乗じて得た額とします。ただし、1回の事故につき、設備・什器等保険金額の20%に相当する額を限度とします。

(注)損害が生じた世帯または事業者をいいます。

第10条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、本章の保険金^(注)を支払いません。

- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2)被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (3)保険契約者または被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - (4)置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
 - (5)保険の対象が屋外にある間に生じた事故。ただし、借用施設に敷地内に収容される自転車の盗難を除きます。
 - (6)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (7)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (8)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (9)前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (10)前第(6)号から第(9)号までの事由に伴う秩序の混亂
 - (11)前第(6)号から第(9)号までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - (12)発生原因が何であるかにかかわらず、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)第1項の事故の前第(6)号から第(9)号までの事由による延焼または拡大
 - (13)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - (14)保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
 - (15)保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
 - (16)保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - (17)偶然な外来的事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - (18)詐欺または横領によって生じた損害
 - (19)土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
 - (20)保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - (21)保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - (22)楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - (23)楽器の音色または音質の変化
 - (24)風、雨、ひょう、雪もしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
 - (25)保険の対象である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- (注)設備・什器等保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および失火見舞費用保険金をいいます。

第11条(保険金の支払限度額)

1.当会社は、1回の事故について支払われるべき第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)の設備・什器等保険金と費用保険金^(注)との合計額が設備・什器等保険金額を超える場合でも、保険金を支払います。

(注)臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および失火見舞費用保険金をいいます。以下、本条において同様とします。

2.前項の規定にかかわらず、1回の事故について支払われるべき、この保険契約のすべての保険金の合計支払限度額は第3条(保険金の合計支払限度)の規定によります。

第3章 修理費用補償条項

第12条(修理費用保険金を支払う場合)

1.当会社は、借用施設に次の各号のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用^(注1)に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、第4章賠償責任保険条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(1)第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)第1項第(1)号から第(10)号までの事故による損害

(2)凍結により生じた借用施設の専用水道管および給湯器の損害^(注2)

(3)借用施設の窓ガラス^(注3)の熱割れ^(注4)による損害

(4)いたずらまたはピッキング等により生じた借用施設の出入り口ドアのドアロックの損害^(注5)

(注1)借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。

(注2)凍結により使用不能となり、解氷作業が必要な状態を含みます。

(注3)借用施設の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含みません。

(注4)日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。

(注5)ドアロックがピッキングにより開錠されたことによりドアロックの交換が必要な場合を含みます。

2.当会社が、前項の修理費用保険金として支払うべき額は、被保険者が実際に支出した修理費用の額とします。ただし、下表の支払限度額および支払限度回数が適用されます。

区分	1回の事故あたりの支払限度額	保険期間1年間あたりの支払限度回数
前項第(1)号の損害	100万円	一
前項第(2)号の損害	30万円	1回
前項第(3)号の損害	10万円	1回
前項第(4)号の損害	3万円	1回

第13条(修理費用保険金を支払わない場合)

1.当会社は、借用施設が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1)保険契約者、被保険者または借用施設の貸主(貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

(2)被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(3)借用施設の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用者または被保険者と同居する親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

(4)保険契約者、被保険者または借用施設の貸主(貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)が運転する車両またはその積載物の衝突または接触

(5)自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵

(6)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(7)地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(8)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- (9)前号以外の放射線照射または放射能汚染
 (10)前第(6)号から第(9)号までの事由に伴う秩序の混乱
 (11)前第(6)号から第(9)号までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 (12)発生原因が何であるかにかかわらず、前条第1項の事故の前第(6)号から第(9)号までの事由による延焼または拡大
- 2.当会社は、次のいずれかに該当する借用施設の修理費用に対しては、保険金を支払いません。
- (1)被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の前条第1項の損害以外の原状回復に必要な修理費用
 - (2)被保険者が借用施設を明け渡した後に発見された前条第1項の損害以外の原状回復に必要な修理費用
- 3.当会社は、次に掲げる物に対する修理費用に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- (1)壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
 - (2)借用施設に設置された感知器類
 - (3)玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、扉、垣、塀、給水塔等の借用施設を含む建物内において共同に利用される物
 - (4)借用施設の屋外設備・装置としての門、扉、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備^(注)その他これらに類する物
- (注)前条第1項第(2)号の損害に該当する場合を除きます。

第4章 賠償責任補償条項

第14条(施設賠償責任保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、日本国内において保険期間内に生じた次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、施設賠償責任保険金を支払います。

- (1)借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故
- (2)借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故

第15条(施設賠償責任保険金を支払わない場合)

- 1.当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - (2)被保険者の心神喪失または指図
 - (3)借用施設の修理、改造または取りこわし等の工事
 - (4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (5)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (6)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - (7)前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (8)前第(4)号から第(7)号までの事由に伴う秩序の混乱
 - (9)前第(4)号から第(7)号までの事由によって発生した事故の拡大
 - (10)発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の前第(4)号から第(7)号までの事由による拡大
- 2.当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
- (1)被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
 - (2)被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任
 - (3)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - (4)被保険者の使用者が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - (5)被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害賠償責任
 - (6)騒乱または労働争議に起因する損害賠償責任
 - (7)洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任

- (8)排水または排氣^(注2)に起因する損害賠償責任
 - (9)被保険者またはその使用者その他被保険者のために医療行為を行う者の次の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任
 - ①人または動物に対する診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検査
 - ②医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示
 - (10)被保険者またはその使用者が行った次のいずれかに該当する行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任^(注3)
 - ①あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
 - ②身体の整形
 - ③調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウェーブ、結髪、化粧等の美容
 - (11)被保険者が、建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任^(注3)
 - (12)弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任
 - (13)被保険者が行うLPガス販売業務^(注4)の遂行^(注5)またはその結果に起因する損害賠償責任
 - (14)石綿もしくはその代替物質またはこれらを含む製品の発癌性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任
 - (15)航空機、昇降機、自動車または借用施設外における船舶、車両^(注6)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (16)屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任
 - (17)被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - (18)仕事の完成^(注7)または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害賠償責任^(注8)
- (注1)受託品を含みます。
 (注2)排煙を含みます。
 (注3)器具、機械または装置を使用した場合を含みます。
 (注4)LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充填、移動等の業務をいい、LPガス容器その他ガス器具の販売・貸与および配管、器具の取付け・取替え、器具・導管の点検・修理等の作業を含みます。
 (注5)LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。
 (注6)原動力が専ら人力であるものを除きます。
 (注7)仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しとします。
 (注8)被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害を除きます。

第16条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により借用施設が損壊した場合において、被保険者が借用施設の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。

第17条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

- 1.当会社は、借用施設が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - (2)被保険者の心神喪失または指図
 - (3)借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により発生した事故を除きます。
 - (4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (5)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (6)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (7)前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (8)前第(4)号から第(7)号までの事由に伴う秩序の混乱
 - (9)前第(4)号から第(7)号までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - (10)発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の前第(4)号から第(7)号までの事由による延焼または拡大

2.当会社は、借用施設に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

(1)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。

(2)借用施設の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊

(3)借用施設の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用施設を管理する者が、相当の注意をもつても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊は除きます。

(4)借用施設の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかつた場合を除きます。

(5)借用施設の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。ただし、不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

(6)詐欺または横領によって借用施設に生じた損壊

(7)土地の沈下、移動または隆起によって生じた損壊

(8)借用施設に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または借用施設の汚損であって、借用施設の機能に支障をきたさない損壊

(9)借用施設の使用により不可避的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損壊

(10)電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用施設の他の部分と同時に損壊を被つた場合を除きます。

(11)風、雨、ひょう、雪もしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊

(12)被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際に補修、交換、張替え、清掃等が行われた畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊

3.当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被つた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

(1)被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

(2)被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任

(3)航空機、船舶、車両^(注)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注)原動力が専ら人力であるものを除きます。

第18条(賠償責任保険金の支払範囲)

当会社が支払う賠償責任保険金^(注1)の範囲は、次に掲げるものに限ります。

(1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金^(注2)

(2)被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に必要とした費用

(3)被保険者が当会社の承認を得て支出した示談交渉に必要とした費用

(4)被保険者が当会社の要求に従い、協力するために必要とした費用

(5)被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用

(注1)借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金をいいます。以下、同様とします。

(注2)判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。

第19条(賠償責任保険金の支払額)

1.当会社が支払う賠償責任保険金の支払額は下表のとおりとします。

保険金	支払額
借家人賠償責任保険金	前条各号の金額の合計額 ただし、借家人賠償責任保険金額を限度とする。
施設賠償責任保険金	前条各号の金額の合計額 ただし、施設賠償責任保険金額を限度とする。

第5章 共通条項

第20条(保険料の払込)

1.保険契約者は、次の各号のいずれかの払込経路により、保険料の全額を一括して当会社に払い込むものとします。

(1)当会社が提携するクレジットカード発行会社のクレジットカードによる払い込み

(2)当会社と提携するコンビニエンスストアの収納窓口での払い込み

(3)当会社指定の金融機関口座への送金

2.当会社は、前項各号の払込経路ごとに次の表に掲げる日をもって、当会社に対する保険料の払込みがなされたものとみなします。

払込経路	払込日
前項第(1)号の方法	当会社が、クレジットカード会社へクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った日
前項第(2)号の方法	保険契約者が、コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みを行った日
前項第(3)号の方法	当会社指定の金融機関口座への着金日

第21条(保険料の払込期日および払込猶予期間)

1.前条第1項の払込経路ごとの保険料の払込期日および払込猶予期間は次の表に記載のとおりとします。

払込経路	払込期日	払込猶予期間
前条第1項第(1)号の方法	保険期間開始日 ^(注) の前日	左記の払込期日の属する月の翌々月末日
前条第1項第(2)号の方法	コンビニ払込票に記載された払込期日	
前条第1項第(3)号の方法	保険料請求書に記載の払込期日	

(注)更新契約の場合は更新日とします。以下、本条において同様とします。

2.保険期間開始日以降、保険料の払込猶予期間中の保険料が払込まれるまでの間に保険事故が発生した場合には、当会社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。

3.第1項に規定する保険料の払込猶予期間内に、保険料の払込みがない場合には、保険契約は保険期間開始日に遡って成立しなかったものとみなします。

第22条(告知義務)

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第23条(告知義務違反による解除を行う場合)

1.当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

2.前項の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

3.前項の規定は、第1項に規定する事実に基づかずして発生した損害については適用しません。

第24条(告知義務違反による解除を行わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する場合には前条による告知義務違反による解除を行いません。

(1)告知義務違反に該当する事実がなくなつた場合

(2)当会社が保険契約締結の際、告知義務違反に該当する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)

(3)保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合

(4)当会社が、告知義務違反による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第25条(通知義務)

1.保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(1)借用施設の用途および借用施設で行う事業の種類を変更した場合

(2)被保険者が借用施設を使用しなくなった場合

(3)保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合

(4)保険契約者が保険料の払込に使用するように指定しているクレジットカードが使用できなくなった場合^(注1)

(5)前第(1)号から第(4)号までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注2)が発生した場合

(注1)保険契約者が保険料の払込経路として、第20条(保険料の払込)第1項第(1)号の方法を選択している場合に限ります。

(注2)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において通知事項として定めたものに関する事実に限ります。

2.前項の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

3.前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除の原因となつた事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

4.前項の規定は、第2項に規定する解除の原因となつた事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第26条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第27条(保険契約の失効)

保険の対象の全部が滅失した場合^(注)には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

(注)第43条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により、保険契約が終了したときを除きます。

第28条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第29条(保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面等^(注)による通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができます。ただし、借用施設の賃貸借契約等が終了していたにもかかわらず、保険契約者の過失により当会社に対する解約通知が遅延していた場合には、当会社が特に認めた場合に限り、賃貸借契約等の終了日を保険契約の解約日とみなして取り扱うことができるものとします。

(注)書面の他、電話またはインターネットによる電磁的方法等の当会社が認めめた方法をいたします。

第30条(重大事由による保険契約の解除)

1.当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(1)保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

(2)被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

(3)保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。

①反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。

②反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。

④法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4)前第(1)号から第(3)号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前第(1)号から第(3)号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2.当会社は、被保険者が前項第(3)号の①から⑤のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

3.第1項または第2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項第(1)号から第(4)号までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

4.保険契約者または被保険者が第1項第(3)号の①から⑤のいずれかに該することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。

(1)第1項第(3)号の①から⑤のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(2)第1項第(3)号の①から⑤のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第31条(設備・什器等保険金額の調整)

1.保険契約締結の際、設備・什器等保険金額が保険の対象の再調達価額^(注2)を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、保険契約締結時に遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(注)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

2.保険契約の締結の後、保険の対象の再調達価額^(注1)が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、設備・什器等保険金額について、減少後の保険の対象の再調達価額^(注1)に至るまでの減額を請求することができます。この場合、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注2)} = \frac{\text{減額前の設備・什器等保険金額に応する保険料} - \text{減額後の設備・什器等保険金額に応する保険料}}{\text{保険期間(月数)} - \frac{\text{保険期間開始日から請求日までの月数}^{(注3)}}{\text{保険期間(月数)}}}$$

(注1)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

(注2)10円未満は切り捨て、10円単位とします。

(注3)月数の計算における1か月末満の端数は、1か月に切り上げます。

第32条(保険料の返還一解約の場合)

第29条(保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = \text{保険料} \times \text{既経過月数}^{(注2)} \text{に応じた次表の係数}$$

(注1)10円未満は切り捨て、10円単位とします。また、算出結果が100円に満たない場合には、保険料の返還は行いません。

(注2)保険期間開始日または更新日から解約日までの月数をいい、月数の計算における1か月末満の端数は、1か月に切り上げます。

【保険期間1年の場合】

既経過月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
係数	60.0%	50.0%	45.0%	40.0%	35.0%	30.0%
既経過月数	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
係数	25.0%	20.0%	15.0%	10.0%	5.0%	0.0%

【保険期間2年の場合】

既経過月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
係数	80.0%	75.0%	72.5%	70.0%	67.5%	65.0%
既経過月数	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
係数	62.5%	60.0%	57.5%	55.0%	52.5%	50.0%
既経過月数	13か月	14か月	15か月	16か月	17か月	18か月
係数	30.0%	25.0%	22.5%	20.0%	17.5%	15.0%
既経過月数	19か月	20か月	21か月	22か月	23か月	24か月
係数	12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	2.5%	0.0%

第33条(保険料の返還一解除の場合)

第23条(告知義務違反による解除を行う場合)第1項、第25条(通知義務)第2項または第30条(重大事由による保険契約の解除)第1項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = \text{保険料} \times \\ \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解除日までの月数}^{(注2)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1)10円未満は切り捨て、10円単位とします。また、算出結果が100円に満たない場合には、保険料の返還は行いません。

(注2)月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

第34条(保険料の返還一無効または失効の場合)

- 第26条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- 第27条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となる場合には、当会社は、前条の規定を準用して保険料を返還します。

第35条(保険料の返還一取消しの場合)

第28条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第36条(事故の発生)

- 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。
- 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合は提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。
- 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとすると場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前第1項から第4項までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、第1項または第2項の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、第3項の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を、第4項の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 当会社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。
(1)保険の対象、借用施設、建物または敷地内を調査すること。

(2)当会社が必要と認めたときは、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償責任の解決に当たること。

7.前項第(2)号の遂行について、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

第37条(損害防止義務および損害防止費用)

- 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- 保険契約者または被保険者が、第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第10条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。この場合において、当会社が負担する費用と他の保険金の合計額が設備・什器等保険金額を超えるときでも、これを負担します。ただし、当会社の負担金は、次の各号の費用を合計して、1回の事故につき10万円を限度とします。

- (1)消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- (2)消火活動に使用したことにより損傷した物^(注1)の修理費用または再取得費用
- (3)消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用^(注2)

(注1)消火活動に従事した者の着用物を含みます。
(注2)人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- 3.保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められた額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

- 4.第44条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第44条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「保険契約者または被保険者が負担した損害防止費用の額」と読み替えるものとします。

第38条(保険金の請求権者)

当会社に対して保険金の請求をすることができる者は被保険者とします。

第39条(保険金の請求)

- 当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行えることができます。ただし、賠償責任保険金の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行えることができます。

- 2.被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- (1)保険金請求書
- (2)損害見積書またはこれに代わるべき書類
- (3)盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- (4)賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

- (5)その他当会社が保険金支払いのために必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- 3.保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第40条(保険金の支払時期)

- 1.当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- (1)保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- (2)保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- (3)保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、保険の対象の再調達価額または時価額および事故と損害との関係
- (4)保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5)前第(1)号から第(4)号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注)被保険者が前条第2項の規定による手続を完了した日をいいます。以下、同様とします。

2.前項に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数^(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- (1)災害救助法が適用された災害の被災地域における調査:60日
- (2)専門機関による鑑定等の結果の照会:90日
- (3)警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注2):180日
- (4)保険金を支払うために必要な確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査:180日

(注1)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2)弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3.第1項および第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

4.第1項または第2項に規定する支払期日を超えて当会社が保険金の支払いを行う場合は、当会社が支払うべき保険金の額に遅延期間^(注)に対して法定の遅延利息を付して、支払います。

(注)支払期日から当会社が実際に保険金の支払いを行った日までの期間をいいます。

第41条(先取特権)

1.第14条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)および第16条(施設賠償責任保険金を支払う場合)に規定する事故における被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。

2.当会社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払いを行うものとします。

(1)被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

(2)被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(3)被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(4)被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

3.保険金請求権^(注2)は、損害賠償請求権者以外の第三者^(注2)に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注1)を質権の目的とし、または前項第(3)号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前項第(1)号または第(4)号の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1)第18条(賠償責任保険金の支払範囲)第(2)号から第(5)号までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(注2)被保険者以外の者をいいます。

第42条(時効)

保険金および返還保険料の請求権は、請求権が生じた日^(注)の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注)保険金の請求権については第39条(保険金の請求)第1項に定める時が属する日をいい、返還保険料の請求権については保険料の返還の原因となる事由が生じた時が属する日をいいます。

第43条(保険金支払後の保険契約)

1.第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)の設備・什器等保険金の支払額が1回の事故につき、設備・什器等保険金額^(注1)に達した場合には、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。

(注1)設備・什器等保険金額が保険の対象の再調達価額^(注2)を超える場合は、保険の対象の再調達価額^(注2)とします。

(注2)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

2.前項の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額^(注)には、減額することはありません。

(注)設備・什器等保険金額、修理費用保険金額、借家人賠償責任保険金額および施設賠償責任保険金額をいいます。

3.第1項の規定により、保険契約が終了した場合には、保険期間が2年で、かつ、保険期間開始日から保険契約の終了日までの期間が1年を超えないときに限り、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料} = \text{保険料} \times 50\%$$

第44条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

1.他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注)の合計額が別表に掲げる支払限度額以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。

(注)それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払すべき保険金または共済金の額をいいます。

2.他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
(1)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
(2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合	別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第45条(保険金の削減払い)

1.保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、当会社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を当会社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

2.前項の保険金の削減払いを行う場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

第46条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

1.保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行なうことがあります。

2.前項の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行なう場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

第47条(代位)

1.損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1)当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

(2)前(1)号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

2.前項第(2)号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3.保険契約者および被保険者は、当会社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第48条(残存物および盗難品の帰属)

1.当会社が設備・什器等保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

2.盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取された保険の対象を回収するのに要した費用を除き、盗取の損害は生じなかつたものとみなします。ただし、回収されるまでの間に保険の対象に損害が生じていたときは、その損害に対して第5条(設備・什器等保険金を支払う場合)の設備・什器等保険金を支払います。

3.盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、保険金の保険の対象の再調達価額^(注)に対する割合によって、当会社に移転します。

(注)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

4.前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額^(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注)盗取された保険の対象を回収するのに要した費用がある場合はこれを差し引いた残額とします。

第49条(引受通知書の発行)

当会社が保険契約の申込みの承諾をして保険契約が成立した場合には、当会社は、速やかに引受通知書を発行のうえ、保険契約者に交付します。

第50条(保険証券の電子交付)

1.当会社は、保険契約申込書により保険証券の電子交付についての保険契約者の同意が得られた場合には、書面による保険証券の交付を行わず、当会社のウェブサイト上に掲載される保険契約者ごとの特定ページに保険証券記載事項を記録し、保険契約者専用のIDとパスワードを入力することにより、当該特定ページを保険契約者に閲覧可能とする方法により、保険証券の電子交付を行います。

2.前項の保険証券の電子交付について保険契約者からの同意が得られない場合には、当会社は、書面による保険証券の交付を行います。

第51条(保険契約の更新)

1.当会社は、保険期間満了日の2か月前までに、更新契約の内容を記載した更新案内を保険契約者に送付します。

2.保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新契約の内容により保険契約は更新されるものとします。

3.保険契約が更新された場合には、当会社は、更新通知書を保険契約者に送付します。

4.更新契約の保険証券の交付については、前条の規定を準用します。

5.保険契約者は、第21条(保険料の払込期日および払込猶予期間)に規定する日までに更新契約の保険料を払い込むものとします。

6.前項の期間内に、更新契約の保険料が払い込まれない場合には、第2項の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかつたものとし、この場合、当会社は、保険契約が更新されなかつた旨を保険契約者に通知します。

7.更新日から更新契約の保険料が第5項の規定により払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当会社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。

第52条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)

1.当会社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当会社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2.前項の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までに書面によりその内容を通知します。

第53条(保険契約の更新を受けない場合)

1.当会社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

2.前項の保険契約の更新の引き受けを行わない場合には、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までに書面によりその旨を通知します。

第54条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第55条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の支払限度額

保険金の種類		支払限度額 (この保険契約と他の保険契約等の合計限度額)
1	第5条第1項第(1)号から第(8)号の事故による設備・什器等保険金	損害の額
2	第5条第1項第(9)号の事故による設備・什器等保険金	1回の事故につき、設備・什器等保険金額の10%(他の保険契約において、支払割合がこれを超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)に相当する額
3	第5条第1項第(10)号の事故による設備・什器等保険金	通貨の盗難 1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第5条第1項第(11)号の事故による設備・什器等保険金	預貯金証書の盗難 1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
5	第7条の臨時費用保険金	損害の額から3万円(他の保険契約等に、免責金額の適用があるときは、そのうち最も低い額)を控除した額
6	第8条の残存物取片づけ費用保険金第	1回の事故につき、10万円(他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が10万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
7	第9条の失火見舞費用保険金	1被災世帯あたりの支払額が10万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
8	第12条の修理費用保険金	1回の事故につき、10万円(他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が10万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
9	第14条の借家人賠償責任保険金	損害の額
10	第16条の施設賠償責任保険金	損害の額

第6章 借用施設の移転に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、被保険者が借用施設(以下、「移転前借用施設」といいます。)の移転に伴い、この保険契約を解約し、移転後の借用施設(以下、「移転後借用施設」といいます。)において当会社とこの特約を付帯した「テナントのほけん」の保険契約を新たに締結した場合および保険期間の中途中において移転前借用施設からの移転に伴う移転後借用施設への借用施設の変更を当会社に通知し、当会社の承認を受けた場合に適用します。

第2条(移転前借用施設での事故の取り扱い)

この特約により、移転前借用施設と移転後借用施設の賃貸借契約等の契約期間が重複している場合に限り、その重複している期間について30日間を限度として、移転前借用施設において生じた、テナントのほけん普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)およびこれに付帯される特約に規定する保険金支払事由に対しても、移転後借用施設を借用施設とする保険契約において保険金を支払うことができるものとして取り扱います。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。